知的財産戦略
モジュール10：デザインの総合的な保護

技術経営コンソーシアム

開発担当者 ：山口大学メディア基盤センター 教授 木村友久
更新日 February 27, 2004

1．このモジュールで何を学ぶのか？

●モジュール5から9で、特許発明あるいはプログラムの保護という、物作りに関するアイデア保護法制度の詳細を扱いました。ここでは、製品の外観に表現される「デザイン」の総合的な保護を扱います。

●このモジュールでは、次の項目を修得することが目標です・・・

1．商業デザイン保護法体系の全体像を理解する。
2．意匠法によるデザイン保護の基本を理解する。
3．意匠法による基礎的な意匠の類否判断を行うことができる。
4．不正競争防止法による商品形態模倣行為概念を歴史的推移も含めて理解する。
5．意匠法によるデザイン保護と不正競争防止法による保護を統一して把握することができ、所属する研究開発あるいは商品製造部門における総合的なデザイン保護手法を提案することができる。
6．著作権法における商業デザイン保護の可能性と限界を理解する。

２－１．商業デザイン保護法体系の全体像

●商業デザイン保護法体系の全体像･･･意匠法を軸に他の法律で補充する･･･論点1

２－２．商業デザイン保護法体系の全体像

●商業デザイン保護法体系の全体像･･･応用美術

応用美術　→　工業的（商業的？）に量産される実用品に体現される美的な創作物

　純粋美術は、専ら鑑賞するために創作された美的創作物。工業的に量産される「物品」の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合で、視覚を通じて美観を起こす美的創作物（意匠）は意匠法で保護される。しかし、後者の意匠について、有体物である物品から離れてそこに体現されているデザインが純粋美術（あるいは美術工芸品）に匹敵する美的創作性を持つことがあり得る。「応用美術概念」はこの部分の法的処理に利用される。

現行法制定時「著作権制度審議会答申説明書（昭和４１年７月１５日）」の記述

実用に供され、あるいは、産業上利用される美的な創作物。

【事例】　対象物自体が実用品であるもの（花瓶、博多人形など）
実用品と結合された美的創作物（家具の彫刻、仏壇の飾りなど）
量産される実用品の雛形（文鎮の雛形など）
量産される実用品の模様（壁紙、染色図案）

２－３. 商業デザイン保護法体系の全体像

●商業デザイン保護法体系の全体像･･･ベルヌ条約の規定

文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約

第２条 （保護を受ける著作物）

（１）「文学的及び美術的著作物」には、表現の方法又は形式のいかんを問わず、書籍、小冊子その他の文書、講演、演説、説教その他これらと同性質の著作物、演劇用又は楽劇用の著作物、舞踊及び無言劇の著作物、楽曲（歌詞を伴うかどうかを問わない。）、映画の著作物（映画に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。）、素描、絵画、建築、彫刻、版画及び石版画の著作物、写真の著作物（写真に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。）、応用美術の著作物、図解及び地図並びに地理学、地形学、建築学その他の科学に関する図面、略図及び模型のような文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての製作物を含む。

（７） 応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適用範囲並びにそれらの著作物及び意匠の保護の条件は、第七条(4)の規定に従うことを条件として、同盟国の法令の定めるところによる。本国において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる特別の保護しか要求することができない。ただし、その国においてそのような特別の保護が与えられない場合には、それらの著作物は、美術的著作物として保護される。

２－４. 商業デザイン保護法体系の全体像

●商業デザイン保護法体系の全体像･･･ベルヌ条約の規定

文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約

第７条 （保護期間）

（１）この条約によって許与される保護期間は、著作者の生存の間及びその死後５０年とする。

（４）写真の著作物及び美術的著作物として保護される応用美術の著作物の保護期間を定める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その保護期間は、それらの著作物の製作の時から２５年よりも短くてはならない。

（８）いずれの場合にも、保護期間は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。ただし、その国の法令に別段の定めがない限り、保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることはない。

２－５. 商業デザイン保護法体系の全体像

●商業デザイン保護法体系の全体像･･･意匠法を軸に他の法律で補充する･･･論点2

３－１．意匠法による保護

●基本的には特許法と同様の枠組みを持つ
審査登録主義、先願主義、工業上利用性、新規性、創作非容易性、保護期間限定・・・

●法目的
意匠法１条　この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

●意匠法が保護する「意匠」
意匠法２条１項　物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

物品の「形状」

物品の「形状」＋「模様」

物品の「形状」＋「色彩」

物品の「形状」＋「模様」＋「色彩」

意匠法３条柱書　工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

３－２．意匠法による保護

●意匠は「物品」と結合された概念である　物品区分（意匠法施行規則第７条）

一　製造食品及び嗜好品　　二　衣服　　三　服飾品　　四　身の回り品　　五　かばん又は携帯用袋物等　六　履物　　七　喫煙用具及び点火器　　八　化粧又は理容用具　　九　ボタン、ファスナー等　　十　床敷物、寝具、カーテン等　　十一　室内装飾品　　十二　洗濯用具、清掃用具等　　十三　家庭用保健衛生用品　十四　調理用又は飲食用容器　　十五　調理用器具及び飲食用具　　十六　慶弔用品　　十七　その他の生活用品　　十八　家具　　十九　室内小型整理用具　　二十　電球及び照明器具　　二十一　暖冷房又は空調換気機器　　二十二　厨房設備用品及び衛生設備用品　　二十三　その他の住宅設備用品　　二十四　おもちゃ　　二十五　遊戯娯楽用品　　二十六　運動競技用品　　二十七　楽器　　二十八　その他の趣味娯楽用品　　二十九　書道用品、教習具等　　三十　筆記具、事務用具等　　三十一　事務用紙製品、印刷物等　　三十二　包装用容器、包装紙等　　三十三　広告用具、表示用具及び商品陳列用具　　三十四　運搬、昇降又は貨物取扱い用機械器具　　三十五　車両　　三十六　船舶及び航空機　　三十七　基本的電気素子　　三十八　配電又は制御機械器具、回転電気機械等　　三十九　通信機械器具　　四十　音声周波機械器具及び映像周波機械器具　　四十一　電子計算機等　　四十二　計量器、測定機械器具及び測量機械器具　　四十三　時計　　四十四　光学機械器具　　四十五　事務用機械器具　　四十六　自動販売機及び自動サービス機　　四十七　保安機械器具等　　四十八　医療用機械器具　　四十九　利器及び工具　　五十　漁業用機械器具　　五十一　農業用機械器具、鉱山機械、建設機械等　　五十二　食料加工機械等　　五十三　繊維機械及びミシン　　五十四　化学機械器具　　五十五　金属加工機械、木材加工機械等　　五十六　動力機械器具、ポンプ、圧縮機、送風機等　　五十七　その他の産業用機械器具　五十八　産業用機械器具汎用部品及び付属品　　五十九　仮設工事用品　　六十　土木構造物及び土木用品　　六十一　組立て家屋、屋外装備品等　　六十二　建築用構成部材　　六十三　建具及び建築用開口部材　　六十四　建築用内外装材　　六十五　その他の基礎製品

３－３. 意匠法による保護

●登録意匠を調べましょう

● 意匠に係る物品「自動車」　出願人／権利者「日産自動車」　登録日「20000101:20040630」

意匠登録１２１０２１１号　自動車用ラジエーターグリル　日産自動車株式会社
意匠登録１２０９６３０号　乗用自動車　日産自動車株式会社
意匠登録１２００１２２号　自動車用センタークラスターパネル　日産自動車株式会社
意匠登録１１８４６７４号　自動車用インストルメントパネル　日産自動車株式会社

● 意匠に係る物品「自動車」　出願人／権利者「トヨタ自動車」　登録日「19970101:19991231」

意匠登録１０３１３９３号（意匠公報DBより）　乗用自動車　トヨタ自動車株式会社
類似意匠登録１０３０１６４－００１号　乗用自動車　トヨタ自動車株式会社
意匠登録１０６１９０１号（秘密意匠）　乗用自動車　トヨタ自動車株式会社

● 意匠公報DBから　意匠登録番号「146113」

意匠登録１４６１１３号　自動二輪車　本田宗一郎

● 意匠に係る物品「外壁」　出願人／権利者「ミサワホーム」

意匠登録１１０４５２７号　外壁材　ミサワホーム株式会社
類似意匠登録１０４２８２２－００４　外壁用ガスケット材　ミサワホーム株式会社

● 意匠公報DBから　意匠登録番号「1208618」

意匠登録１２０８６１８号　組立家屋　ミサワホーム株式会社

３－４．意匠法による保護

●意匠登録要件・・・・

・審査主義（意匠法１６条）
・先願主義（意匠法９条）
・意匠であること（意匠法２条１項　　物品の～）
・工業上の利用可能性（意匠法３条１項柱書）
・新規性（意匠法３条１項　３条の２）

新規性のないもの・・・

一　意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
二　意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠
三　前二号に掲げる意匠に類似する意匠

・創作が容易でない意匠（意匠法３条２項）　　　発明では「進歩性」にあたる
・消極的不当録事由に該当しないこと（意匠法５条）

一　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
二　他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
三　物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

３－５. 意匠法による保護

●意匠法に固有の制度・・・・

【秘密意匠制度　 意匠法１４条】

意匠登録出願人は、意匠権設定登録日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

→ デザインの模倣容易性と、比較的流行期間が短い意匠が多いことに配慮した制度

－秘密開示の条件－

特許庁長官は、下記に該当すれば、秘密にすることを請求した意匠を、意匠権者以外の者に示さなければならない。

① 意匠権者の承諾を得たとき。
② その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。
③ 裁判所から請求があつたとき。
④ 利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他経済産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

３－６．意匠法による保護

●意匠法に固有の制度・・・・

【組物の意匠制度　意匠法8条】一意匠一物品概念の例外

特定の物品は、「組物」として集合体として登録することができる。

同時に使用される二以上の物品であって、経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

1 一組の下着セット　2 一組のカフスボタン及びネクタイ止めセット　3 一組の装身具セット　4 一組の喫煙用具セット　5 一組の美容用具セット　6 一組のひなセット　7 一組の洗濯機器セット　8 一組の便所清掃用具セット　9 一組の洗面用具セット　10 一組の電気歯ブラシセット　11 一組のキャンプ用鍋セット　12 一組の紅茶セット　13 一組のコーヒーセット　14 一組の酒器セット　15 一組の食卓用皿及びコップセット　16 一組のせん茶セット　17 一組のディナーセット　18 一組の薬味入れセット　19 一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット　20 一組のいすセット　21 一組の応接家具セット　22 一組の屋外用いす及びテーブルセット　23 一組の玄関収納セット　24 一組の収納棚セット　25 一組の机セット　26 一組のテーブルセット　27 一組の天井灯セット　28 一組のエアーコンディショナーセット　29 一組の洗面化粧台セット　30 一組の台所セット　31 一組の便器用付属品セット　32 一組の紅茶セットおもちゃ　33 一組のコーヒーセットおもちゃ　34 一組のディナーセットおもちゃ　35 一組の薬味入れセットおもちゃ　36 一組のナイフ、フォーク及びスプーンセットおもちゃ　37 一組のゴルフクラブセット　38 一組のドラムセット　39 一組の事務用具セット　40 一組の筆記具セット　41 一組の自動車用エアスポイラーセット　42 一組の自動車用シートカバーセット　43 一組の自動車用フロアマットセット　44 一組の自動車用ペダルセット　45 一組の自動二輪車用カウルセット　46 一組の自動二輪車用フェンダーセット　47 一組の車載用経路誘導機セット　48 一組のオーディオ機器セット　49 一組の車載用オーディオ機器セット　50 一組のスピーカーボックスセット　51 一組のテレビ受像機セット　52 一組の光ディスク再生機セット　53 一組の電子計算機セット　54 一組の自動販売機セット　55 一組の医療用エックス線撮影機セット　56 一組の門柱、門扉及びフェンスセット

３－７. 意匠法による保護

●意匠法に固有の制度・・・・

【部分意匠制度　　意匠法８条】 一意匠一物品概念の例外

意匠法２条　この法律で「意匠」とは、物品（**物品の部分を含む。**第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

意匠デザインの主要部分が、一物品のある部分に顕著に表れる場合がある。
それを見る者も、顕著な部分を中心にデザインを把握するのが通例である事例。

【意匠登録】第１２０２３２２号
【意匠権者】松下電器産業株式会社
【意匠の説明】
　左右両側面図は対称につき左側面図略。内部機構を省略したＡ－Ａ’断面図及びＢ－Ｃ部分拡大図を含めて実線で表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。内部機構を省略したＡ－Ａ’断面図及びＢ－Ｃ部分拡大図を含めて部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定している。

３－８. 意匠法による保護

●意匠法に固有の制度・・・・

【関連意匠制度　　意匠法１０条】　類似部分の権利範囲を明確化するための制度。

　意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、本意匠の意匠登録出願の日とその関連意匠の意匠登録出願の日とが同日である場合に限り、第９条第２項の同日出願規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

　但し、本意匠と関連意匠の意匠登録出願は同日に行う必要がある。

【登録番号】意匠登録第１１８０４１８号
【意匠に係る物品】机
【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第１１８０８０６号、意匠登録第１１８０８０７号、意匠登録第１１８０８０８号

本意匠

関連意匠

３－９．意匠法による保護

●意匠権の効力・・・・

【意匠法23条】

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。　→　同一だけでなく、類似部分まで積極的権能を持つ。

意匠の同一と類似

	物品同一	物品類似	物品非類似
デザイン同一	同一意匠	類似の意匠	非類似の意匠
デザイン類似	類似の意匠	類似の意匠	非類似の意匠
デザイン非類似	非類似の意匠	非類似の意匠	非類似の意匠

３－９－１．意匠法による保護

●意匠の類似性判定

1．　全体を観察して総合的に判断
2．　肉眼で間接的に対比観察ˇ
3．　主として外観の類似性を見る
4．　一般の生活者が混同する恐れの可否を判断
5．　斬新なデザインほど類似範囲が広くなる
6．　物品の特徴を示す要部の意匠は大きな比重で判断される
7．　大小の相違は勘案しない
8．　材質は、それが模様や色彩に現れない限り考慮されない
9．　色彩は色相ではなく明度を中心としたトーンで判断
10．　動的意匠は基本的ポーズが類似したら全体として類似

３－９－２. 意匠法による保護

●意匠の類似性判定・・・特に重要な項目

全体的に似ているか

注目する特徴が似ているか

要部が似ているか

３－９－３．意匠法による保護

●意匠出願戦略・・・・商品化する一つの基本形態を保護する戦略

掃除機の意匠・・・三菱電機

商品化
意匠1112389

部分
意匠1112391

部分
意匠1112392

部分
意匠1112390

部分
関1112878

部分
関1112876

部分
関1112877

部分
関1112879

３－９－４. 意匠法による保護

●意匠出願戦略・・・・時間差がある場合の戦略

３－９－３．意匠法による保護

●意匠出願戦略・・・・網羅的意匠権で堅い守りを目指す場合

３－１０. 意匠法による保護

●判例その１－１・・・・自動二輪車事件　東京地裁昭和４３年（ワ）１１３８５号　S48.5.25

・原告　権利者側意匠権
登録番号１４６１１３号
意匠に係る物品　第２０類
自動二輪車
出願日　昭和３３年５月７日

３－１１．意匠法による保護

●判例その１－２・・・・自動二輪車事件　東京地裁昭和43年（ワ）11385号　S48.5.25

・被告　自動二輪車メーカー　　対象物件の一例

３－１２．意匠法による保護

●判例その１－３・・・・自動二輪車事件　東京地裁昭和43年（ワ）11385号　S48.5.25

・原告

・被告

３－１３．意匠法による保護

●判例その１－４・・・・自動二輪車事件　東京地裁昭和４３年（ワ）１１３８５号　S48.5.25

【判決主文】
被告は、原告に対し、金７億６１００万円およびこれに対する昭和４３年１０月１０日以降支払済みに至るまで年５分の割合による金員を支払え。　原告のその余の請求を棄却する。　訴訟費用は、被告の負担とする。
この判決は、原告勝訴部分に限り、原告において、金２億円の担保を供するときは、仮に執行することができる。

【事実】

第一　当事者の求めた裁判

一　原告の申立
１　主文第一、第三項同旨
２　被告は、別紙謝罪広告目録表示の謝罪広告を、同目録表示の日刊新聞紙（全国版）に、各三回掲載せよ。
との判決ならびに仮執行の宣言を求める。

二　被告の申立
１　原告の請求をいずれも棄却する。
２　訴訟費用は、原告の負担とする。
との判決を求める。

第二　請求原因

一　原告の権利　　原告は、訴外株式会社本田技術研究所が、昭和３７年１１月２８日、訴外【A】から譲渡を受け、その旨昭和３８年１月１０日移転登録を経由した次の意匠権（以下「本件意匠権」といい、その意匠を「本件登録意匠」という。）につき、昭和３７年１１月２９日、右株式会社本田技術研究所から専用実施権（以下「本件専用実施権」という。）の設定を受け、その旨昭和３８年１月１０日設定登録を経由した。
３　登録番号　第１４６１１３号

３－１４．意匠法による保護

●判例その１－５・・・・自動二輪車事件　東京地裁昭和４３年（ワ）１１３８５号　S48.5.25
両意匠の類否判断の一部抜粋　（裁判所の判断部分）

第三　本件登録意匠および被告意匠における特に看者の注意を引く部分について
一　両意匠ともに、前記第一のとおり、自動二輪車にかかるものであつて、右第二のとおりの各構成を有するものであるから、**主として、左右両側面における外観に、特に看者の注意を引く部分が現われる**ものということができる。
二　そして、前記第二の両意匠の各構成、右一の点および自動二輪車について看者が通常想起する構成、使用態様等を併せ考えると、**次の点に、主として、両意匠の特に看者の注意を引く部分があると認める**ことができる。
１　両側面から見た、ハンドル（１）、フロントフオーク（２）、ヘツドライト（３）、フロントフエンダ（４）および前車輪（２a）からなる形状および模様**（以下「構成の（一）」という。）**
２　両側面から見た、フロントカバー（５）、車体後半部（６）、シート（７）、タンク（８）およびリヤフエンダ（１２）からなる形状および模様**（以下「構成の（二）」という。）**
３　両側面から見た、リヤフオーク（１１）、リヤクツシヨン（１４）およびキヤリヤ（１３）からなる形状および模様**（以下「構成の（三）」という。）**
４　右側面から見た、クランクケース（９）、チエーンケース（１０）およびリヤフオーク（１１）からなる形状および模様**（以下「構成の（四）」という。）**
５　両側面から見た、リヤフエンダ（１２）と後車輪（１２a）からなる形状および模様**（以下「構成の（五）という。）**

３－15. 意匠法による保護

●判例その１－６・・・・自動二輪車事件　東京地裁昭和43年(ワ)11385号　S48.5.25

両意匠の類否判断の一部抜粋　(裁判所の判断部分)・・・五つの点で特に看者の注意を引く

３－16. 意匠法による保護

●判例その１－７・・・・自動二輪車事件　東京地裁昭和43年（ワ）11385号　S48.5.25

両意匠の類否判断の一部抜粋　（裁判所の判断部分）

◆自動二輪車の類型　当該対象物品の通常のデザイン

用途によって、レース用車、スポーツ用車、実用車の三種類に分類される。
実用車は、更に、フレームの型式により、バツクボーンタイプ、ミドルボーンタイプ、アンダーボーンタイプならびにスクータータイプに細分類されるところ、本件登録意匠および被告意匠にかかる自動二輪車は、いずれも、右細分類のうちアンダーボーンタイプに属する。
　アンダーボーンタイプの自動二輪車の設計に当つては、女性でも乗れるようにするのが、その狙いであるから、各部品の選択および組み合わせについても、一定の基本的な考えが採られる。例えば、エンジンは小型のものが選ばれ、全体としても小型軽量で、小さい力で操作ができるように設計されるし、タイヤも小径のものを用いてシートの高さを低くし、フレームも低く、また、足が位置するところの前方を覆うレツグシールドが取り付けられる等である。

３－17．意匠法による保護

●判例その１－８・・・・自動二輪車事件　東京地裁昭和43年(ワ)11385号　S48.5.25
両意匠の類否判断の一部抜粋　（裁判所の判断部分）

【公知例との比較】
（三）　本件登録意匠は、その意匠登録出願前公知の自動二輪車と、両側面から見て、次に概括的に摘記する限度の形状において、かつ、部分的に、一応一致する(前記乙第五号証に、先行の公知例として添付する写真の自動二輪車の形状との一致点)。
（１）　ハンドルから前車輪の軸心部まで、斜めになった、比較的巾広く平たい形状をなし、その下端が後方に屈曲して、この下端屈曲部分の前端から後端部にかけ、横長の卵形隆起部をなすフロントフオークの形状（２）　ハンドルの中心部から、前方に突出して椀形をなすヘツドライトの形状　　※注（３）～（１０）は省略

→→→　一致点と相違点の検討

【本件登録意匠と被告意匠との類否】
→→→　一致点と相違点の検討

３－18. 意匠法による保護

●判例その１－９・・・・自動二輪車事件　東京地裁昭和43年（ワ）11385号　S48.5.25
両意匠の類否判断の一部抜粋　（裁判所の判断部分）

【両意匠の類否】　１　構成の（一）に関して・・・部分を抜粋

（一）　ハンドル（1）は、上方から見た中央部正面向き前縁の屈曲線および両腕前面左右にあるフロントウインカーランプの上面、正面形状に相違がある他、ほぼ一致。

（二）　フロントフオーク（2）は、前面から見た又部の上方にあるクラクシヨンカバーの形状が異なること、両側面から見た下端屈曲部分において、本件登録意匠では、卵形隆起部（2b）があるのに対し、被告意匠では、むすび状の凹部（2b）があるのが相違するほか、すべて同一形状である。

（三）　ヘツドライト（3）は、正面形状において、円形と馬蹄形との相違があるが、両側面形状は、同じ椀形である。

（四）　フロントフエンダ（4）と前車輪（2a）との形状は、フエンダ（4）後部の反り工合いが幾分相違するほかは、同一である。

（五）　したがって、構成の（一）については、両意匠における相違は、二輪自動車においては微小な部分についてのものであり、かつ、顕著に現われていないので、特に看者の注意を引くに足りないものということができ、全体的に見て、視覚的印象に差異を生じないものというのが相当である。

３－19．意匠法による保護

●判例その2－1・・・・自走式クレーン事件　東京地裁平成5年(ワ)3966号　H9.1.24
事前学習教材に掲載されている「自走式クレーン事件」を調べてみましょう。

【判決主文】
一　被告は、別紙イ号物件目録(一)及び同(二)記載の自走式クレーンを製造し、販売し、販売のために展示してはならない。
二　被告は、前項記載の物件を廃棄せよ。
三　被告は、原告に対し、金一億四二五六万円及びこれに対する平成五年一月一日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
四　原告のその余の請求を棄却する。
五　訴訟費用はこれを五分し、その四を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
六　この判決の第一項ないし第三項は仮に執行することができる。

【事　実】
第一　当事者の求めた裁判
一　請求の趣旨
１　主文第一項及び第二項と同旨。
２　被告は、原告に対し、金五億三二二四万四〇〇〇円及びこれに対する平成五年一月一日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
３　訴訟費用は被告の負担とする。　　４　仮執行宣言
二　請求の趣旨に対する答弁
１　原告の請求をいずれも棄却する。　２　訴訟費用は原告の負担とする。

3－20. 意匠法による保護

●判例その2－2・・・・自走式クレーン事件　東京地裁平成5年(ワ)3966号　H9.1.24

第二　当事者の主張
一　請求原因
1　当事者等

（一）　原告は、別紙原告製品目録（一）ないし（三）記載の自走式クレーン（以下「A1号物件」ないし「A3号物件」といい、三者をあわせて「原告製品」という。）を製造販売している。

（二）被告は、平成三年一二月ころから、業として別紙イ号物件目録（一）記載の自走式クレーン（以下「イ号物件Ⅰ」という。）を、次いで同（二）記載の自走式クレーン（以下「イ号物件Ⅱ」という。なお、両者をあわせて「イ号物件」という。）を製造し、販売し、販売のために展示している。

2　原告の意匠権

原告は、次の意匠権（以下「本件意匠権」といい、その登録に係る意匠を「本件意匠」という。）を有する。
意匠登録　第七六六九二八号
意匠に係る物品　自走式クレーン
出願年月日　昭和六二年一月二二日
出願番号　昭和六二年第二一一七号
登録年月日　平成元年四月二五日
意匠の構成　別紙意匠公報写（以下「本件公報」という。）記載のとおり

３－21. 意匠法による保護

●判例その２－３・・・・自走式クレーン事件　東京地裁平成5年（ワ）3966号　H9.1.24

原告製品

３－22．意匠法による保護

●判例その2－5・・・・自走式クレーン事件
東京地裁平成5年(ワ)3966号　H9.1.24

原告側意匠公報

日本国特許庁
平成1年(1989)7月21日発行　意匠公報 (S)　別紙
G2-230

766928　意願 昭62－2117　出願 昭62(1987)1月22日
登録 平1(1989)4月25日

創作者　[illegible]　兵庫県明石市魚住町金ケ崎1608－89
意匠権者　株式会社神戸製鋼所　兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目3番18号
代理人　弁理士 角田嘉宏
審査官　[illegible]

意匠に係る物品　自走式クレーン

３－23．意匠法による保護

●判例その２－４・・・・自走式クレーン事件　東京地裁平成5年（ワ）3966号　H9.1.24

被告側　イ号（Ⅱ）物件

３－24．意匠法による保護

●判例その３－１・・・・山本光学 VS 藤田光学事件 大阪地裁平成17年（ワ）12207号

- (4) 原告の意匠権
- ア本件意匠権
- 原告は，次の意匠権（以下「本件意匠権」といい，その登録意匠を「本
- 件登録意匠」という。）を有している。
- 登録番号第988008号
- 出願日平成7年9月12日（意願平７－27031）
- 登録日平成9年5月2日
- 意匠に係る物品水中眼鏡
- 本件登録意匠別紙本件意匠公報のとおり
- イ類似意匠
- 原告は，本件登録意匠を本意匠とする別紙意匠公報類似1ないし5（甲
- 5ないし9）記載のとおりの類似1ないし5の類似意匠（平成10年法律
- 第51号による改正前の意匠法〔以下，「旧意匠法」という。〕22条）

４－１．不正競争防止法による保護

●条文確認・・・・その１

【法目的】

第１条　この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

★不正競争行為（第２条）があったときは　→→→→　差止請求、損害賠償請求

【差止請求権】

第３条　①不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

②不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

【損害賠償】

第４条　故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。　～以下省略

4－2．不正競争防止法による保護

●条文確認・・・・その2

【不正競争行為】

第2条　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。**※デザイン関連のみ**

一　他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為　　**※周知性**

二　自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為　**※著名性**

三　他人の商品（最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。）の形態（当該他人の商品と同種の商品（同種の商品がない場合にあっては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品）が通常有する形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為　**※商品形態模倣**　　**～以下省略**

４－３．不正競争防止法による保護

●条文確認・・・・その３

【不正競争行為】　デザインの保護は間接的なものと直接的なものの二系統考えられる。

－間接的な保護として－

商品等表示と把握されるデザインであれば・・・・

「周知」「著名」なものと同一若しくは類似の商品等表示を使用等を行う行為。

－より、直接的な保護－

他人の商品形態を模倣した商品の譲渡等を行う行為。

商品形態模倣行為（最初の販売日から3年以内）

４－４．不正競争防止法による保護

●判例１－１・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

原　告　　株式会社　X

被　告　　株式会社　Y

【判決主文】

１　被告は、別紙被告商品目録記載の商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入してはならない。

２　被告は、原告に対し、金５０万３２７６円及びこれに対する平成１５年２月２０日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

３　原告のその余の請求を棄却する。　※注　４と5は省略。

【事　実】

第１　当事者の求めた裁判

１　請求の趣旨

(1)　主文第１項同旨

(2)　被告は、原告に対し、金２３９万１２９１円及びこれに対する平成１５年２月２０日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。　※注　(3)と(4)は省略。

２　請求の趣旨に対する答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

４－５．不正競争防止法による保護

●判例１－２・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号 H15.8.28

（別紙）

原告商品目録

1　商品名　　トリートメント　イオンブラシ

2　構成

(1)　正面側において矩形平板状をした持ち手部の先端に、先細彎曲状のブラシ取付部の基端をヒンジを介して取り付けて本体を構成し、このブラシ取付部に対し、台座部に梳かし部を備えたアタッチブラシが取り付けられている。

(2)　背面側において、持ち手部先端の固定筒の上・下部に、ブラシ取付部基端の上・下回動部を嵌着してヒンジが設けられ、持ち手部に対しブラシ取付部が重ね合わせ状に二つ折りできる構成とされている。

(3)　背面側において、ブラシ取付部の面内には横長の上下２列のイオン流出孔（スリット孔）が開設されるとともに、重合する台座部の面内にはイオン流出孔に連通する四つのＨ字型孔部が並列状に設けられている。

(4)　使用に際し、持ち手部表面のスイッチをＯＮにすると、本体内部のイオン発生装置が作動してマイナスイオンを放電する。この状態で、髪を梳かすとプラス電荷に帯電している頭皮や毛髪がマイナスイオンにより電気的に中和されるとともに、細胞組織の新陳代謝が活発化して痛んだ毛髪をよみがえらせるキュアーブラシとして使用される。

3　形態

次の写真のとおり

平面図

正面図

底面図

背面図

左側面図

右側面図

４－６. 不正競争防止法による保護

●判例１－３・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

（別紙）

被　告　商　品　目　録

1　商品名　　トリートメント　イオンブラシ

2　構成

(1)　正面側において矩形平板状をした持ち手部の先端に、先細彎曲状のブラシ取付部の基端をヒンジを介して取り付けて本体を構成し、このブラシ取付部に対し、台座部に梳かし部を備えたアタッチブラシが取り付けられている。

(2)　背面側において、持ち手部先端の固定筒の上・下部に、ブラシ取付部基端の上・下回動部を嵌着してヒンジが設けられ、持ち手部に対しブラシ取付部が重ね合わせ状に二つ折りできる構成とされている。

(3)　背面側において、ブラシ取付部の面内には横長の上下２列のイオン流出孔（スリット孔）が開設されるとともに、重合する台座部の面内にはイオン流出孔に連通する四つのＨ字型孔部が並列状に設けられている。

(4)　使用に際し、持ち手部表面のスイッチをＯＮにすると、本体内部のイオン発生装置が作動してマイナスイオンを放電する。この状態で、髪を梳かすとプラス電荷に帯電している頭皮や毛髪がマイナスイオンにより電気的に中和されるとともに、細胞組織の新陳代謝が活発化して痛んだ毛髪をよみがえらせるキューアーブラシとして使用される。

3　形態

次の写真のとおり

平面図

正面図

底面図

背面図

左側面図

右側面図

４－７. 不正競争防止法による保護

●判例１－４・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

別紙1　原告商品の説明図

４－８．不正競争防止法による保護

●判例１－５・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

別紙2　被告商品の説明図

B2 分離状態図

B3 折畳み状態図

B4 部品配置図

B5 包装状態図

４－９．不正競争防止法による保護

●判例１－６・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

４－１０．不正競争防止法による保護

●判例１－７・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号 H15.8.28

損害計算書

	期間		売上数量	売上金額	返品数量	返品金額	総売上個数	総売上高	平均売上単価	利益総額	利益率	1個の利益額	書証
1	4月23日から5月20日	普通製品	5604	¥6,280,395	14	¥16,985	5590	¥6,263,410	¥1,120	¥2,200,824	35.14%	393.57	甲15-1
2	5月21日から6月20日	普通製品	17574	¥18,818,170	15	¥19,350	17559	¥18,798,820	¥1,071	¥6,033,427	32.09%	343.68	甲15-2
3	6月21日から7月20日	普通製品	70721	¥72,802,140	97	¥117,880	70624	¥72,684,260	¥1,029	¥21,340,632	29.36%	302.11	甲15-3
4	7月21日から8月20日	普通製品	16275	¥16,442,650	109	¥120,890	16166	¥16,321,760	¥1,010	¥4,581,174	28.07%	283.51	甲15-4
5	8月21日から9月20日	普通製品	5098	¥5,677,220	435	¥440,790	4663	¥5,236,430	¥1,123	¥1,846,429	35.26%	395.97	甲15-5
6	9月21日から10月20日	普通製品	3647	¥3,963,305	364	¥395,515	3283	¥3,567,790	¥1,087	¥1,181,049	33.10%	359.8	甲15-6
	4月23日から10月20日		118919	¥123,983,880	1034	1111410	117885	¥122,872,470	¥1,042	¥37,183,535	30.26%	315.31	
7	10月21日から11月20日	普通製品	2771	¥2,281,640	177	¥213,010	2594	¥2,068,630	¥797	¥372,740	18.02%	143.62	甲15-7

注1　平均売上単価は、総売上高÷総売上個数

注2　利益率は、利益総額÷総売上高

注3　1個の利益額は、平均売上単価×利益率

４－１１．不正競争防止法による保護

●判例１－８・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

第２　当事者の主張

１　請求原因

(1)　当事者　ア　原告は、カタログによる日用品雑貨の卸売及び小売などを業とする株式会社。

イ　被告は、家庭用電化製品や雑貨等の輸入、卸売及び小売などを業とする株式会社。

(2)　原告商品の開発等

ア　原告商品　　別紙原告商品目録記載の商品（「原告商品」）は、トリートメントブラシであり、ブラシからマイナスイオンを放出させ、プラス電荷に帯電している毛髪がマイナスイオンにより電気的に中和されることにより、髪をとかしたときにさらさら感が得られるとともに、細胞組織の新陳代謝が活発化して、痛んだ毛髪をよみがえらせるケアーブラシとして使用されるものである。

イ　原告商品の開発等

(ア)　原告は、平成１３年５月ごろから原告商品の開発の検討を開始し、同年７月１３日、イージーデザインことAと協議の上、開発を正式に決定し、同月２４日、Ａから提出されたデザイン3種類のうちから１種類を選択し、同年８月２３日、基本設計図面が作成され、同年９月１２日、基本仕様が確定され、同月１６日、第１回目のモデルの修正が行われ、同年１０月１６日、マークのデザインが行われ、その後、金型の修正などを経て、平成１４年４月４日、パッケージの仕様を決定し、同月５日、中国の工場で初回分の生産に着手し、同月２２日、初回に生産された原告商品約5900個が我が国に輸入され、同月２３日、そのうち2016個が初めて出荷された。

４－１２．不正競争防止法による保護

●判例１－９・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

(イ)　原告商品は、本体部と、取り外し可能なアタッチブラシから成るところ、原告は、平成１４年４月１６日、原告商品全体についての意匠登録出願（意願２００２－１０１９４号）及び本体部についての部分意匠の意匠登録出願（意願２００２－１０１９８号）をした。

(ウ)　当初の原告商品は、マイナスイオンの発生量が、約１５００個／ccであったが、イオン効果を高めるため、マイナスイオンの発生量を約４万個／ccとする改良を行い、平成１４年７月３日から、改良した原告商品を販売している。改良後の原告商品の形態は、当初の原告商品とほとんど変わらず、包装箱の表面の上部中央付近に掲載された、折り畳んだ状態の原告商品の写真の背景色について、当初紫色であったのを黄色に変更しただけである。

(エ)　原告商品の包装箱の裏面には、発売元として株式会社ニーズの商号が記載されている。同社は、原告代表者が過半数の株式を有し、代表者となっている原告の関連会社であり、同社が発売元として責任を負う代わりに売上げに応じたマージンを取得することとされており、原告商品の輸入、販売は、原告が行っている。

(オ)　このように、原告商品の企画、設計、生産、販売は、すべて原告が行った。

４－13．不正競争防止法による保護

●判例１－10・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

ウ　原告商品の宣伝等

(ア)　原告は、次のように、原告商品について、通信販売のカタログ、新聞の折込広告及びテレビショッピング番組に掲載するなどの宣伝広告を行った。

①　平成１４年５月１５日　同日付の全国雑貨流通新聞に、原告が新商品として原告商品を販売していることが掲載された。

②　同年６月７日ころ　通信販売のカタログ「アイデア雑貨バザール」に原告商品が掲載された。

③　同年７月５日ころ　日用品店MYCAL　SATYのちらしに原告商品が掲載された。

④　同月８日ころ　通信販売のカタログ「アイデア生活」に原告商品が掲載された。

⑤　同月１５日ころ　通信販売のカタログ「メルシー」に原告商品が掲載された。

⑥　同年８月１５日　同日から、株式会社オークローンの行っているテレビショッピングで、原告商品の通信販売が開始された。

(イ)　原告商品は、次のように、トレンド商品として雑誌、テレビで紹介された。

①　平成１４年８月２０日　同日号の雑誌「TOKYO１週間」に掲載された。

②　同月26日　フジテレビ系列の番組「めざましテレビ」で紹介された。

４－１４．不正競争防止法による保護

●判例１－１１・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

エ　原告商品の販売数

(ア)　原告商品の販売数は、平成１４年４月２３日の販売開始後、同日から同年５月２０日まで８６１４個（出荷８６２８個うち返品１４個）、同月２１日から同年６月２０日まで１万６５５１個（出荷１万７５７４個うち返品１０２３個）、同月２１日から同年７月２０日まで７万０６２４個（出荷７万０７２１個うち返品９７個）というように順調に増加し、**同年４月２３日から同年７月２０日までの販売数の合計は９万５７８９個**（出荷数から返品数を除く）であった。

(イ)　**平成１４年７月以降、原告商品の販売数は減少し、**同月２１日から同年８月２０日までの原告商品の販売数は、１万６１６６個（出荷１万６２７５個うち返品１０９個）であり、**同年６月２１日から同年７月２０日までの販売数の４分の１以下**であった。原告商品の販売数は、同年８月２１日から同年９月２０日まで４６６３個（出荷５０９８個うち返品４３５個）、同月２１日から同年１０月２０日まで３２８３個（出荷３６４７個うち返品３６４個）、同月２１日から同年１１月２０日まで２５９４個（出荷２７７１個うち返品１７７個）であった。

(3)　被告商品の販売等

被告は、**平成１４年８月ごろから、**別紙被告商品目録記載の商品（以下「被告商品」という。）の販売を開始した。

４－１５．不正競争防止法による保護

●判例１－１２・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

－裁判所の判断部分－

ウ　請求原因(4)ウ（原告商品の形態と被告商品の形態の比較）について検討する。

上記ア、イの認定事実によれば、原告商品と被告商品の形態は、基本的構成及び各構成要素の配置位置において、細部に至るまでほぼ共通であることが認められる。

上記ア、イの認定事実によれば、原告商品と被告商品の形態の相違点は、駆動表示ランプの色が、原告商品は緑色であるのに対し被告商品は白色である点、ブラシ取付部の彎曲面部の面内に開設された小さな楕円形状の空気孔の数が、原告商品が四つであるのに対し被告商品は五つである点、本体の長さ、本体中のブラシ取付部の長さが、原告商品は２３０ｍｍ、１１０ｍｍであるのに対し、被告商品は２３４ｍｍ、１１４ｍｍである点、アタッチブラシの長さが、原告商品は９８ｍｍであるのに対し、被告商品は１０３ｍｍである点にあることが認められる。また、甲第１、第２号証及び第４号証の各１、５、６、８、第３号証の１、５、検甲第１ないし第３号証によれば、原告商品の本体のブラシ取付部表面の基端付近には、「ion　bh」のロゴが記載されているのに対し、被告商品には、そのようなロゴの記載はないことが認められる。**しかし、これらの相違点は、いずれも微細な差異にとどまり、原告商品と被告商品の形態が、基本的構成及び各構成要素の配置位置において細部に至るまでほぼ共通であることに照らせば**、原告商品と被告商品の形態は、これらの相違点を考慮したとしても、全体として、実質的に同一であるというべきである。

４－１６．不正競争防止法による保護

●判例１－１３・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

－裁判所の判断部分－

(5)　請求原因(5)（模倣）について検討する。

前記(4)ウに判示したとおり、原告商品と被告商品の形態は、実質的に同一である。

甲第１号証の1ないし8、第３号証の1ないし5、検甲第１、第２号証によれば、被告商品のパッケージは、当初の原告商品のパッケージの表面のモデルの写真を変え、表面及び裏面の「ion　b h」のロゴを削除し、裏面の「発売元株式会社ニーズ」の表示を削除したのみで、その他は当初の原告商品のパッケージとほぼ同一である。検甲第１、第２号証及び弁論の全趣旨によれば、被告商品の取扱説明書は、当初の原告商品の取扱説明書とほぼ同一であることが認められ、被告商品は、前記(4)ウの認定のとおり、駆動表示ランプの色が白色である点、本体の長さが234mmである点で原告商品と異なるにもかかわらず、被告商品の取扱説明書には、原告商品の取扱説明書と同様に、表示方式として「ONで緑点灯」、本体の大きさとして「約230×39×32mm（使用時）」と記載されていることが認められる。

前記(2)イ(ア)の認定のとおり、原告商品は、平成14年４月23日、初めて出荷され（請求原因(2)イ(ア)）、被告商品は、その後、前記(3)の認定のとおり、同年８月末ごろ輸入されたものであって、原告商品の販売が開始されてから被告商品が輸入されるまでは、約4か月であり、原告商品の模倣品を製造するのに足りる期間があったものと認められる。

４－17．不正競争防止法による保護

●判例１－14・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

－裁判所の判断部分－

　このように、被告商品は、その形態はもとより、パッケージや取扱説明書に至るまで当初の原告商品とほぼ同一であり、輸入時期も原告商品の模倣品を製造するのに足りる期間の経過後であったことからすると、被告商品は、原告商品を模倣したものと認めるのが相当である。

(6)　請求原因(6)（不正競争）、抗弁(1)（通常有する形態）、(2)（無重過失）について検討する。

ア　被告は、原告商品の形態が、同種の商品が通常有する形態である旨主張するが（抗弁(1)）、同主張に係る事実を認めるに足りる証拠はないから、同主張は、採用することができない。

イ　被告は、被告商品の譲渡を受けた時に、被告商品が原告商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らなかったことにつき重大な過失がない旨主張する（抗弁(2)）。

しかし、前記(2)ウ(ア)の認定のとおり、原告は、原告商品について、平成１４年５月以降、通信販売のカタログ、新聞の折込広告及びテレビショッピング番組へ掲載するなどの宣伝広告を行い（請求原因(2)ウ(ア)）、前記(2)ウ(イ)の認定のとおり、原告商品は、トレンド商品として雑誌、テレビで紹介され（請求原因(2)ウ(イ)）、また、前記(2)エ(ア)、(イ)の認定のとおり、原告商品は、平成１４年４月の発売後、相当数が販売されていたものである（請求原因(2)エ(ア)、(イ)）。そして、前記(1)イの認定のとおり、被告は、家庭用電化製品や雑貨等の輸入、卸売及び小売などを業としている（請求原因(1)イ）。そうすると、これらの事実に鑑みれば、被告は、遅くとも平成１４年８月末までには、原告商品が販売されていることを知っていたものと推認され、したがって、被告商品

４－18．不正競争防止法による保護

●判例１－１５・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

－裁判所の判断部分－

が原告商品の形態を模倣した商品であることを知っており、仮に知らなかったとしても、知らなかったことにつき重大な過失があったものと推認される。

ウ　したがって、被告が被告商品を輸入、販売することは、不正競争防止法２条１項３号の不正競争に該当するというべきである。

(7)　請求原因(7)（営業上の利益の侵害）について検討する。

前記(6)ウに判示したとおり、被告が被告商品を輸入、販売することは、不正競争防止法２条１項３号の不正競争に該当するから、それにより、原告は営業上の利益を侵害されたものと認められる。

被告は、前記(1)イの認定のとおり、家庭用電化製品や雑貨等の輸入、卸売及び小売などを業としており（請求原因(1)イ）、前記(3)の認定のとおり、被告商品を中国から輸入し販売したものであり、被告が本訴において被告商品の輸入、販売が不正競争防止法２条１項３号の不正競争に該当することを争っていることに鑑みると、被告は、被告商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入するおそれがあり、それによって原告の営業上の利益が侵害されるおそれがあるものと認められる。

４－19．不正競争防止法による保護

●判例１－16・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成15年（ワ）1105号　H15.8.28

－裁判所の判断部分－

(8)ア　請求原因(8)（損害）ア（逸失利益）について検討する。

平成14年4月23日から同年10月20日まで、被告商品が販売されたことにより、原告が原告商品3000個を販売することができなくなったことを認めるに足りる証拠はないから、請求原因(8)ア(ア)の損害は、認めることができない。

また、原告が、平成14年10月21日から同年11月20日まで、原告商品1個当たり171．69円の逸失利益相当の損害を被ったことを認めるに足りる証拠はないから、請求原因(8)ア(イ)の損害も、認めることができない。したがって、請求原因(8)ア(ウ)の損害も、認めることができない。

イ　請求原因(8)イ（被告の利益）のうち、被告が被告商品を3000個販売したこと、被告商品1個当たりの販売価格が530円、仕入価格が2．95ドルであることは、当事者間に争いがない。なお、弁論の全趣旨によれば、本件においては、1ドルを124．8円に換算するのが相当と認められる。

乙第4号証の1ないし3によれば、被告が、被告商品3000個を輸入するために、関税6万9300円、地方消費税1万1200円、消費税4万4800円の合計12万5300円の税金を支払ったことが認められる。また、乙第5号証によれば、被告は、被告商品3000個を輸入するために、通関業者に対し、通関料、取扱料金、搬出料、運送料など合計5万6944円の通関手数料を支払ったことが認められる。

４－２０．不正競争防止法による保護

●判例１－１７・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成１５年（ワ）１１０５号　H15.8.28

－裁判所の判断部分－

　被告は、被告が被告商品の販売によって得た利益を算出するに当たり販売額から差し引かれる経費として、上記のほかに、送金手数料１万円、商品発送手数料3万円を主張するが、これらの金額の経費がかかったことを認めるに足りる証拠はない。

　以上によれば、被告が被告商品を3000個販売したことにより得た利益を算出するために販売価格から差し引かれる経費は、仕入価格１１０万4480円（１２４．８円×２．９5ドル×3000個＝１１０万4480円）、税金１２万5300円、通関手数料5万6944円の合計１２８万6724円であるものと認められ、これを販売価格１59万円（530円×3000個＝１59万円）から差し引いた30万３２７6円（１59万円－１２８万6724円＝30万3276円）が、被告の受けた利益の額と認められ、不正競争防止法5条１項により、この額が、原告の受けた損害の額と推定され、この推定を覆すに足りる証拠はない。

ウ　請求原因(8)ウ（弁護士費用）について検討する。

　本件の事案の性質、審理の経緯等に鑑みると、被告の不正競争と相当因果関係にある弁護士費用相当の損害は、２0万円と認めるのが相当である。

エ　以上によれば、原告が受けた損害の合計は50万3276円（30万3276円＋２0万円＝50万3276円）であると認められる。

４－21．不正競争防止法による保護

●判例１－18・・・・トリートメントブラシ事件　大阪地裁平成15年（ワ）1105号　H15.8.28

－裁判所の判断部分－

(9)　よって、原告の請求は、不正競争防止法2条1項3号、3条1項に基づき、被告商品の譲渡、貸渡し、譲渡若しくは貸渡しのための展示、輸出、若しくは輸入の差止めを求め、同法4条、5条1項に基づき、損害賠償として50万3276円及びこれに対する不正競争の後である平成15年2月20日（本件訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は失当であるから棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条本文を、仮執行宣言につき同法259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

５－１．著作権法による保護

●純粋美術であれば、専ら著作権法で保護される。

●応用美術・・・基本的に一品生産でないものの扱いは学説が分かれている。

Ⅰ　意匠法と著作権法の重畳適用を認めない考え方

狭義限定説・・著作権法第２条２項は、純粋美術でないが一品製作的・手作的な「美術工芸品」のみを限定的に保護するものと考える説。それを超える、例えば量産品は意匠法で保護すべきとする。

Ⅱ　意匠法と著作権法の重畳適用を認める考え方

部分的重複適用説・・狭義限定説と広義限定説の中間に立つ考え。「美術工芸品」の範疇に属し、かつ一定の要件・水準に達していたら量産品でも著作権法で保護する。意匠法の保護も認容。

広義限定説・・著作権法第２条２項は、デザインに美的創作性が認められ「美術工芸品」の範疇に属したら、量産品でも著作権法で保護すべき。もちろん、意匠法での保護も認容する考え方。応用美術も美術工芸品として扱うもの。

５－２．著作権法による保護

●広義限定説の判例　博多人形仮処分事件　長崎地裁佐世保支部昭和47年(ヨ)53号
博多人形「赤とんぼ」の複製・頒布等を禁ずる仮処分事件である・・・
　－債権者側著作物－

・別紙物件目録記載の著作物は、申請外AおよびBの両名が昭和四一年四月から五月にかけて共同創作したものである。債権者は、昭和41年4月から5月にかけて右AおよびBの両名から前項の著作物にかかる著作権を譲り受けた。

　別紙作品は。高さ約19センチメートルの彩色素焼博多人形で、粘土製の人形生地を素焼きのうえ絵の具で彩色した工芸品。石膏で型取りして、多量に生産し販売することを目的として作られるもので、本件人形も現にそのように生産販売されている。債権者は右の博多人形製作を目的に設立された有限会社（販売は資本的同系の申請外井原博多人形有限会社）。

　本件人形は、同社の新人形開拓計画の一環として製作された。昭和41年2月から6月にかけて童謡人形六点のうちの一点として製作され、「赤とんぼ」なる題を債権者側で決定したうえ、人形師の申請外Aに依頼して粘土による原型となる人形を作らせ、これを素焼きしたものを人形絵師の申請外Bに依頼して彩色させ完成させている。右完成に至るまで、債権者側ではそのイメージに合うように右二人の製作者に種種注文をつけて修正させつつ製作させたている。そして債権者はそのころ申請外Aに対し型料として、同Bに対し絵付け料としてそれぞれ相当の金銭を支払い、同時に本件人形の複製、販売の権利を取得した。

５－３．著作権法による保護

●広義限定説の判例　博多人形仮処分事件　長崎地裁佐世保支部昭和47年(ヨ)53号
　－債権者側著作物－

「赤とんぼ」は発売以来好評を博し、その売上額も年々増加し、昭和46年度においては申請外井原博多人形有限会社の売り上げ本数は8万4458本、売り上げ金額は金2533万7400円に達し、総売り上げ額の約18パーセントを占めた（同社の取扱人形は約70点である）。

５－４．著作権法による保護

●広義限定説の判例　博多人形仮処分事件　長崎地裁佐世保支部昭和47年(ヨ)53号
　－債権者側著作物－

（正面図）

（背面図）

５－５. 著作権法による保護

●広義限定説の判例　博多人形仮処分事件　長崎地裁佐世保支部昭和47年(ヨ)53号
　－債権者側著作物－

（右面図）

（上面図）

５－６．著作権法による保護

●広義限定説の判例　博多人形仮処分事件　長崎地裁佐世保支部昭和47年(ヨ)53号
　－債権者側著作物－

(別紙)

物件目録

左記美術品　一件

記

一、製作者の表示
　住所　福岡市西区静ヶ丘七八
　氏名　戸畑恵
　住所　福岡市博多区博多駅前三丁目一六番一六号
　氏名　青木仏
二、製作の時　昭和四一年五月
三、製作物の種類　彩色素焼人形（博多人形）
四、製作物の題号　赤とんぼ
五、製作物の形状および色彩　別紙図面および写真表示のとおり
六、製作物公表の時　昭和四一年六月

（左面図）

５－７．著作権法による保護

●広義限定説の判例　博多人形仮処分事件　長崎地裁佐世保支部昭和４７年(ヨ)５３号 －債務者側の行為－

債権者は、債務者HT有限会社および同C（代表取締役）が、ともに前記著作物にかかる著作権が右両名以外の者に属することを知りながら、遅くとも昭和４６年６月ごろ以降現在に至るまで引き続きこれを複製していると主張。また、債務者OT株式会社および同D（代表取締役）についても、ともに前記複製物が右HT有限会社およびC以外の者の著作権を侵害して製造されたものであることを知りながらこれを頒布し、前記著作物にかかる債権者の著作権を侵害したと主張している。

債務者は。外形的事実を基本的に認めた上で、別紙物件目録記載の人形は量産として産業的な利用に供することを目的として創作されたものであるから著作物とはいえないと反論した。

なお、基本的事実関係は、債務者HT有限会社および同Cが、同Dに依頼されて本件人形の複製物を手に入れ、これを原型に使用し石膏で型取りしてさらに複製物を作成するいわゆる「ポン抜き」という方法で、本件人形とそっくりそのままの形、彩色をした粘土の素焼人形を模作し（債権者の複製物を原型に使用するため、乾燥、焼き締めの過程で水分を失うため一割程度縮少している）、昭和４６年６月以降現在までその模作を続けている。また、債務者OT株式会社および同Dは、「ポン抜き」により模作された人形を本件人形「赤とんぼ」と同一名称を付けて右の期間販売している。

５－８．著作権法による保護

●広義限定説の判例　博多人形仮処分事件　長崎地裁佐世保支部昭和47年(ヨ)53号
　－裁判所の判断－

－「赤とんぼ」の著作物性判断－

　著作権法の対象となる著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものでなければならないが、前記認定のとおり本件人形「赤とんぼ」は同一題名の童謡から受けるイメージを造形物として表現したものであつて、検甲一号証によればその姿体、表情、着衣の絵柄、色彩から観察してこれに感情の創作的表現を認めることができ、美術工芸的価値としての美術性も備わっているものと考えられる。

　また美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として製作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない。さらに、本件人形が一方で意匠法の保護の対象として意匠登録が可能であるからといっても、もともと意匠と美術的著作物の限界は微妙な問題であって、両者の重量的存在を認め得ると解すべきであるから、意匠登録の可能性をもって著作権法の保護の対象から除外すべき理由とすることもできない。
　従って、本件人形は著作権法にいう美術工芸品として保護されるべきである。

６－１．本モジュールのまとめ

●本モジュールで扱った項目

1．商業デザイン保護法体系の全体像の理解。
2．意匠法によるデザイン保護の基本の理解。
3．意匠法による基礎的な意匠の類否判断。
4．不正競争防止法による商品形態模倣行為概念を理解。
5．意匠法によるデザイン保護と不正競争防止法による保護を統一して把握する。所属する部門で、総合的なデザイン保護手法を提案できる。
6．著作権法における商業デザイン保護（応用美術）の可能性と限界を理解。

ここから後は、リンク専用頁

●ここから後は、リンク専用頁・・・・・・

２－１．商業デザイン保護法体系の全体像　－００１

●意匠法2条1項（定義）　この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

●意匠法3条1項（意匠登録の要件）　工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

●意匠法23条（意匠権の効力）　意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。　～以下省略

●意匠法24条（登録意匠の範囲）　登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面に記載され又は願書に添附した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

２－１．商業デザイン保護法体系の全体像　－００２

●不正競争防止法2条１項３号（形態模倣）

他人の商品（最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。）の形態（当該他人の商品と同種の商品（同種の商品がない場合にあっては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品）が通常有する形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

２－１．商業デザイン保護法体系の全体像　－003

●著作権法2条1項1号（美術の著作物）　著作物　思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

●著作権法2条2項（美術工芸品）　この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

それ自体が実用品であっても、一品製作的な作品。　一品製作的？な花瓶

●著作権法10条1項4号（例示規定　その他の美術の著作物）　絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物